

「市民参画及び協働によるまちづくり条例」の改正について（案） 資料2-1

「地域自治組織の検討に関する中間報告書 平成26年2月 奈良市自治連合会」
第5章P.31から抜粋

改正前	改正後
<p>第2条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。</p>	<p>第2条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(7)市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。</p> <p><u>(8)地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の団体を構成員とし、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</u></p>

規定なし	<p>【新設】</p> <p>第〇〇条 (地域自治協議会)</p> <p>市民は、地域の課題解決を図り、地域一体となって住みよい地域をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</p> <p>⇒「<u>地域自治協議会の設置に関する規則</u>」(案)</p> <p>2 地域自治協議会は、当該地区のすべての市民に開かれたものとし、民主的に地域における地域づくりを進めるものとする。</p> <p>3 地域自治協議会は、当該地区の市民の意見を集約したうえで、地域づくりの目標や活動方針等を定めた地域自治計画に基づき、地域づくりを進めるものとする。</p> <p>4 市は、地域自治協議会が進める地域づくりに対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p>⇒「<u>地域自治協議会の支援に関する規則</u>」案</p> <p>5 市は、地域自治協議会との協議により、市が行っている事務事業の一部を地域自治協議会に委ねることができる。</p> <p>⇒ <u>規則案提示なし</u></p>
------	---